

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(図書館機構)</p> <p>第47条の6 京都大学に、図書館機構を置く。</p> <p>2 図書館機構に関し必要な事項は、<u>京都大学における全学の図書館機能に関する規程</u>（平成17年達示第17号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(図書館機構)</p> <p>第47条の6 (同 左)</p> <p>2 図書館機構に関し必要な事項は、<u>京都大学図書館機構規程</u>（平成17年達示第17号）の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成23年10月25日から施行する。</p>